

## 日本労働年鑑 第52集 1982年版

The Labour Year Book of Japan 1982

## 第三部 労働政策

## IV 社会保障

## 1 行政改革と福祉見直し

## 第二次臨調第一次答申

第二次臨時行政調査会は八一年七月一〇日第一次答申をまとめ首相に手渡した。

第一次答申は、行政改革の基本理念として「活力ある福祉社会の実現」と「国際社会に対する貢献の増大」を提示し、この方向をめざし、(1)「変化への対応」、(2)「簡素化・効率化」、(3)「信頼性の確保」の観点から行政改革をすすめるべきであるとする。そのために、社会保障・文教関係費の支出拡大、公共事業費等の大幅な増加を主原因とする、今日の財政危機下における当面の改革課題として「財政の再建と行政の効率化」を設定し、答申を、八二年度予算編成にむけ具体的改革案を提示した「いわば緊急の外科手術」であると位置づけている。

答申は、八二年度予算編成の方針として、(1)増税をおこなわない、(2)各省庁ごとの歳出額は原則として前年度以下に抑制する、(3)地方公共団体の国に準じた節減合理化の三点を提示し、そのために必要な政府見直しの基準として、(1)効率性の低いものの廃止または効率化、(2)社会的公正の原則および自立・自助の精神に照らして問題があるものにたいする所得制限、負担増、助成の削減等、受益者負担の適正化、(3)民間活力の導入などをあげている。

これを受けて「自由で活力のある福祉社会」をめざし、「真に救済を必要とする者への福祉の水準は堅持しつつも、国民の自立・自助の活動、自己責任の気風を最大に尊重し、関係行政の縮減・効率化を図る」ために、八二年度予算編成にあたって見直すべき対象として示された社会保障関係の項目はつぎのとおりである。

## 【第二臨調第一次答申の社会保障関係項目】

一、医療 (1)医療の適正化。(1)薬価基準の年一回の見直しと算定方式の改善、(2)医療機関に対する指導監査、レセプト審査の強化、医療費通知の充実、(3)高額医療機器の共同利用、(4)医療費支払い方式の改革、(5)国民健康保険給付費の一部都道府県の肩代わりについては年末までに政府部内で結論を出す。(2)医療保険、(1)国庫補助の削減、とくに高額医療費自己負担限度額の引き上げ、(2)事務費国庫負担の保険料財源への切り換え、(3)老人保健医療、(1)老人保健法案の早期成立、保険者間の負担の公平化、患者一部負担の導入を内容とする老人保健制度の早期実施、(2)合理的支払い方式の確立

二、年金・恩給 (1)公的年金国庫負担の削減、(2)老齢年金支給開始年齢の引き上げ等給付内容と水準の見直し、保険料の引き上げ、(3)恩給費増加の抑制、(4)公的年金事務費国庫負担の保険料財源への切り換え。

三、社会福祉、(1)児童手当については、支給を低所得世帯に限定する等制度の抜本的見直し、(2)児童手当、特別児童扶養手当の支給費の一部都道府県肩代わりについては、年末までに政府部内で結論を出す、(3)保育所の費用徴収基準の見直し、新設の抑制、(4)社会福祉施設の民営化、管理運営の民間委託、非常勤職員・地域住民のボランティア活動の活用、設置の抑制

答申は、以上の五七年度に着手すべき緊急課題を行政改革の第一歩と位置づけ、さらに「今後の検討方針」として、医療、年金、福祉等については「自由で活力ある福祉社会の実現をめざし」、「援助を真に必要とする人びとには、温かくまた十分な福祉サービスを提供し、同時に自立・自助の精神、自己責任の気風を妨げるような過剰な関与を厳に慎む」という観点から、制度を抜本的に見直すことが必要である、と指摘している。

政府は、一七日の閣議で、同答申を最大限尊重し速やかに実施することを正式に決定した。

## 厚生省の対応

厚生省は、すでに六月一日までに、閣議で八二年度予算の伸び率が実質ゼロときまったことを受けて、約七〇〇〇億円の歳出抑制をおこなう方針をかため、歳出抑制の方法として、(1)給付水準の切り下げ、(2)社会保険料引き上げ、(3)国庫負担の地方への肩代わり、の点から具体的項目の検討をすすめていたが、一八日には第二次臨時行政調査会第一特別部会の報告原案を受け、検討項目について国庫負担金、国庫補助金削減方針の大わくを決定した。そのおもな柱は、(1)国民健康保険国庫負担金四〇%のうち五%を都道府県に肩代わりさせる、(2)薬価基準の改定など医療費適正化対策、(3)老人保健法案の成立による老人医療無料制度の廃止、(4)厚生年金の支給額国庫負担を一五%程度(現在二〇%)に減らす、(5)児童手当の支給対象者を減らす、(6)児童扶養手当、特別児童扶養手当の二〇%を都道府県へ肩代わりする、(7)高額医療自己負担限度額を五万円台(現行三万九〇〇〇円)に引き上げる、(8)社会保険事務費の保険料財源への切り換え、などである。

七月一〇日答申をうけて厚生省は、答申で年末までに政府部内で結論を出すとなっていた、国民健康保険給付費と児童扶養手当、特別児童扶養手当の一部都道府県肩代わりについて、国民健康保険療養給付費の一部(二五〇〇億円)と児童扶養手当、特別児童扶養手当の各二〇%分(四〇〇億円)を都道府県の負担とすることを前提に八二年度予算概算要求を作成する方針を明らかにした。

さらに七月二九日、村山厚相は厚生年金、国民年金等の来年度の物価スライドによる給付改善の実施時期を繰り上げずに遅らす方針を固めた。また、七月三十一日には厚生年金の支給額国庫負担を現在の二〇%から五%減らして一五%にすることを目的とした厚生年金保険法の臨時特別措置法案と、児童手当の支給対象者を減らすことを目的とする児童手当法改正案を秋の臨時国会に提出する意向をかためた。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

